

令和7年度デジタル複合機保守（富士フイルムビジネスイノベーション製） 仕様書

1 デジタル複合機の保守に関する仕様については以下のとおりとする。

(1) デジタル複合機の機種・設置場所・台数・予定使用カウント数
別表のとおり

(2) 保守基本条項

ア 保守範囲

通常使用上において起こり得る故障修理に関する保守を、本契約範囲とする。

イ 保守受付日程

毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する日を除く）

ウ 保守受付時間

平日の14:00までに受付けた障害に対しては、当日訪問保守対応が可能であること。

エ 保守受付対応

受付専用ダイヤルを設けて、日本語による対応が可能であること。

オ 保守管理番号表示

保守連絡先及び一意の管理番号表示したシールを当該複合機に貼り付けること。

カ 定期点検

必要に応じて点検整備を定期的実施すること。

点検整備に一定時間（1時間以上）を要する場合は、事前に管理担当者に連絡し、許可を得ること。

キ 保守料金請求

保守料金請求については、任意様式にて月末の使用カウント数を機種別に整理したものを担当職員に報告し、確認を受けた後、保守単価を乗じた金額を請求するものとする。

(3) 保守詳細条項

ア 故障修理の際に使用する部品の費用（修理技術料費、派遣料費等含む）は、保守費用に含むものとする。

イ 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。

ウ 故障修理の際に交換が必要となった部品（感光体を含む）及び消耗品（用紙、ステープラ針等を除く。）費用については、本契約に含むものとする。

エ 交換する部品及び消耗品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用

すること。

オ 故障対応については、保守員を速やかに機器設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。

カ 以下の場合については、本契約の対象外とする。

- ・天災、地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理
- ・使用者の故意又は過失による生じた故障修理の場合

(4) 保守体制

ア 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。

なお、製造元メーカー又は製造元メーカー関連会社が保守業務を請け負う場合は、この限りではない。

イ 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。

ウ 保守員は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。

エ 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

(5) トナー供給

複合機稼働に必要なトナーについては、不足が生じないように予備品を含めて適宜供給すること。

(6) 保守実施報告

ア 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に担当職員に速やかに報告すること。

イ 作業終了後に担当職員に対して、任意の報告書を提出すること。

(7) 安全の確保

ア 安全管理として、機器の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。

イ 保守作業に当たって、知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏洩又は他の目的に使用するなどしてはならない。

(8) リモートメンテナンスサービス

ア リモートメンテナンスサービス（メーターカウンターの自動確認・遠隔診断保守サービス・消耗品の自動配送等）を提供すること。

イ セキュリティについては、農林水産省の規程に従うこととし、サービス開始前に発注者の承認を得ること。

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4 その他

組織再編等で、発注者の組織、名称及び住所等が変更になった場合においても契約は継続するものとする。

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ打ち合わせを行うこと。

5 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。

なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェック

を入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

保守対象機器一覧

機 種 名	機番	設 置 場 所	予定使用カウント数 (単位：1台：枚)		
			種類	月間カウント数	年間カウント数
ApeosC7070	862658	北海道農政事務所本所 2 階 (企画調整室)	モノクロ	22,700	272,400
			フルカラー	3,800	45,600
ApeosC7070	862622	北海道農政事務所本所 5 階 (担い手育成課)	モノクロ	7,300	87,600
			フルカラー	13,100	157,200
ApeosC7070	862645	北海道農政事務所本所 3 階 (消費生活課)	モノクロ	1,400	16,800
			フルカラー	1,900	22,800

※予定使用カウント数は、あくまで予定数量であり保証するものではない。

設 置 場 所	住 所
北海道農政事務所本所	札幌市中央区南22条西6丁目2番22号 エムズ南22条ビル第2ビル

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（）